福祉事業施設事前協議書　　　　　　　　　　　　　　　 　　※確認申請手続きを要しない建築物が対象

 福祉部局協議日　　　：　　　　年　　　　月　　　　日

 消防部局協議日　　　：　　　　年　　　　月　　　　日

 都市計画部局協議日　：　　　　年　　　　月　　　　日

 建築部局協議日　　　：　　　　年　　　　月　　　　日

（事業者：氏名・住所） TEL

（事業名称） 　　　　　（事業場所）

（協議者：　氏名・住所）※建築士等

 　　　　TEL

■下記の順にて、各部局協議を行って下さい（記入は、各部局の担当者によりお願いします）

（福祉部局：　課・担当者） TEL 　　　　　　協議事項等：

（消防部局：　課・担当者） TEL

協議事項等：

（都市計画部局：　課・担当者）　 TEL

協議事項等：

（建築部局：　課・担当者） TEL

協議事項等：

【1.建物概要】　・福祉部局での用途（サービスの種類）

・根拠法令

　　　　　 　 　・事業開始予定年月日　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日

　　　　 　　 　・建築基準法での用途 　（今までの用途 　 　）

　　　　　　　　・建築物の延床面積 ㎡（対象用途 　　　　　　　　㎡）

　　　　　　　　・建築物の階数　　　　　　　　　　　　　　（対象階数　　　　　　　　　　　）

【2.工事等の種別】□10㎡以下の増築　□200㎡以下の用途変更　□事業者の変更
□用途変更を伴わない　　　 　　　※該当する項目全てにレ点を入れて下さい

【3.過去の手続き】□確認済証　□検査済証　□工事完了届　□無or不明

 　　　※該当する項目全てにレ点を入れて下さい

　　　　　　◆上記の「無or不明」以外にレ点を付けたものについて、番号と日付を記入してください

　　　　　◆その後（上記の手続き後）から現在に至るまでの変更の有無　　□有or不明　□無

【4.消防部局における手続き】・適合証明発行の有無　□有　□無　□手続き中　 　　※レ点を入れて下さい

【5.都市計画法適合状況】　□適合　□不適合　　　 □手続き中　　　　　　　　　 ※レ点を入れて下さい

【6.建築基準法適合状況】　□適合　□適合（既存不適格）　　　　　　　　　　　　※レ点を入れて下さい

【7.備考】

（注意）

協議済欄

①原則、建築士が作成してください。部数は、正・副２部です。

②添付書類は、案内図、配置図、平面図、適法状況がわかる図面、書類及び写真等です。

③都市計画部局の協議先は、中央区・浜名区の一部（旧浜北区を除く）は『土地政策課』、

浜名区の一部（旧浜北区）・天竜区は『北部都市整備事務所』になります。申請地が

市街化調整区域の場合は、土地登記事項証明書、土地所有者の同意書を持参してください。

④建築部局の協議先は、中央区・浜名区の一部（旧浜北区を除く）は『建築行政課』、

浜名区の一部（旧浜北区）・天竜区は『北部都市整備事務所』になります。

⑤協議済欄は、協議最終部局である建築部局にて協議済となった際に受付印を押印します。

※当協議書の作成について不明な点がある場合は、

『浜松市　都市整備部　建築行政課　建築安全グループ（℡：053-457-2473）」

まで問い合わせください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2024.01.04版